

自己評価報告書

平成 23 年 5 月 12 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2008～2012

課題番号：20330007

研究課題名(和文) 資産概念のソフト化と取得価額の規範的再構成

研究課題名(英文) Study on the changing concept of asset basis in taxation

研究代表者

岡村 忠生 (OKAMURA TADAO)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30183768

研究分野：租税法

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：資産、取得価額、人的資本、事業体、組織再編税制、教育費

1. 研究計画の概要

(1) 本研究の研究計画は、第1に、経済社会における取引対象のソフト化(物的形状を持たない無形資産等の取引の増加)が租税法における「資産」の概念に与える影響を、①人と教育や技能習得に関する税制、②研究開発や知的財産権への課税、③事業活動への参加や投資に関する課税、④事業の組織に関する税制、⑤国際取引や国際移動への課税の各領域から総合的に分析するとともに、第2に、これらを総論的検討に還元し、人の所得に対する課税という租税法としての規範的観点から再構成するという2段階から構成されている。

(2) 本研究は、ソフト化した資産概念の分析から、取得価額の果たすべき機能を、人に対する所得課税の観点から明らかにし、具体的規定の提言を行う。そのために、取得価額に関する問題が表面化している上記各領域の検討結果を総合し、所得課税を通じた取得価額のあり方を明らかにするとともに、取得価額に関する現在の実定法規定を再構成し、通則となる規定の提言を行う。

2. 研究の進捗状況

(1) 本研究では、取得価額をその規範的意味から基礎づけるために、上記各領域について検討を進め、これまで3年間で26回の研究会を開催し、研究論文19件、学会等での発表9件(うち招待講演5、外国3)、図書8件の研究成果を公表した。本研究の研究計画では、各領域の検討から、所得課税を通じた総論への還元・基底概念の追究を行うこととしており、これら研究成果は、総論的検討を含むものである。

(2) 各論的領域では、①人と教育の領域では、

人的資本に関する基礎的な文献講読を行うとともに、家族間の教育費支出に関する非課税や扶養控除等の所得控除、さらには、社会保障制度による給付までを視野に入れた検討を進めた。②研究開発と知的財産権の領域では、人の協働と成果の配賦に関する検討を行った。③事業活動の領域で、プライベート・エクイティ・ファンドへの課税、特にいわゆる Carried Interest の扱いについて、その資産性や労務提供時の課税との関係、取得価額償却方法、Sweat equity 課税のあり方、他の投資家への影響、キャピタル・ゲイン軽減の根拠等種々の側面から多角的な考慮を試みた。パートナーシップ課税における労務出資、特別配賦、Carried Interest の検討を進めた。④事業組織の領域では、法人課税の意味をエージェンシー問題および米国の法人課税の歴史の観点から追究した。また、信託課税について、特に所得の帰属を巡る議論を深めた。⑤国際課税の領域では、EUにおける統一法人税(Common Consolidated Corporate Tax Base)で用いられる所得の国家間配賦の方式、および、帰属所得主義に基づく国際課税のあり方について検討した。総論的検討として、信託を題材にした資産の移転、および、所得の実現という基底概念に関する検討を行い、論文を公表した。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

(理由)

研究会で着実な議論を進め、学会等での報告や論文発表を行っている点では、研究計画を順調進めているといえるが、各論的領域

(特に人と教育の領域、研究開発と知的財産権の領域)と総論との連関について、進

捗度を向上させる必要がある。

4. 今後の研究の推進方策

- (1) 研究計画はおおむね達成されつつあるので、その大幅な変更・追加などは不要と考えられるが、前述の通り、各論的領域と総論との連関につき、より研究を進捗させ、通則的規定の提言に到達する必要がある。そのため、以下の方策を採る予定である。
- (2) 研究計画では当初、総論的検討は主として研究代表者たる岡村、各論的領域の検討は岡村の他、研究分担者や連携研究者が担当することとなっていたが、このような領域分担が、かえって総論への研究成果還元を妨げていたきらいがある。そこで、①資産概念及び取得価額の機能の総論的考察を前提に、研究代表者、分担者、連携研究者が、シリーズ的な論説（可能な限り通則的規定の提言に結びつく検討を含む）を執筆した上で、同一の雑誌論文等へ投稿ないし書籍刊行を行う。これにより、研究分担者や連携研究者による総論的検討への参画をより一層促進すると共に、総論的検討の蓄積を促進する。②各論的領域分担を緩和し、分担外の領域の検討をも積極的に行う。これにより領域横断的な考察を蓄積して、総論への還元を行いやすくする。
- (3) 以上のために、従来と同様の頻度（年間 8～9 回）で研究会を開催するとともに、必要な外国での調査や意見交換などを行う。

5. 代表的な研究成果

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 19 件）

- ① 高橋祐介、著書紹介 剣から盾へ—アメリカ連邦法人所得税の変質、アメリカ法、査読無し、2010-1 号、2011 年、掲載予定
- ② 岡村忠生、所得の実現をめぐる概念の分別と接続、法学論叢、査読無し、166 巻 6 号、2010 年、94～152 頁
- ③ 渡辺徹也、Tax-Free Treatment for Corporate Reorganizations in Japan, Proceedings from the 2009 Sho Sato Conference on Tax Law, Social Policy, and the Economy、査読なし、http://www.law.berkeley.edu/files/sho_sato_tax_conf_web_paper--watanabe.pdf
- ④ 岡村忠生、不完全移転と課税（序説）、法学論叢、査読無し、164 巻 1-6 号、2009 年、147～218 頁
- ⑤ 高橋祐介、事業体課税—アメリカ法を題材にして、税法学、査読無し、559 号、2008 年、151～193 頁
- ⑥ 岡村忠生、法人課税の基本問題と会社法制—資金拘束とインセンティブ、税法学、査読無し、559 号、2008 年、69～105 頁

〔学会発表〕（計 8 件）

- ① 岡村忠生、法律租税主義とソフトロー、日本税法学会第 100 回記念大会、2010 年 6 月 13 日、京都大学
- ② 岡村忠生、米国の新しい包括的濫用防止規定について、第 62 回租税研究大会、2010 年 6 月 16 日、日本工業倶楽部（東京都）
- ③ 岡村忠生、Japanese International Tax Policy and Corporate Taxation, Max Planck Research Center for Tax Law and Public Finance、2010 年 3 月 16 日、Max-Planck-Institut für Geistiges Eigentum, Wettbewerbs und Steuerrecht（ドイツ連邦共和国）
- ④ 岡村忠生、Taxation and Trusts in the United States and Japan、Sho Sato Conference、2009 年 3 月 10 日、U.C. Berkeley, School of Law（アメリカ合衆国）
- ⑤ 岡村忠生、企業結合と税法、日本私法学会第 72 回大会、2008 年 10 月 13 日、名古屋大学
- ⑥ 高橋祐介、事業体課税—アメリカ法を題材にして、日本税法学会第 98 回大会、日本税法学会第 98 回大会、2008 年 6 月 14 日、専修大学

〔図書〕（計 7 件）

- ① 岡村忠生、渡辺徹也、高橋祐介、有斐閣、アルマ・ベーシック税法（第 6 版）、2011 年、360 頁
- ② 岡村忠生（共著）、日本租税研究協会、税制改革の課題と国際課税の潮流、2010 年、138～169 頁
- ③ 高橋祐介（共著）、清文社、実践ガイド 企業組織再編税制、2010 年、287～316 頁
- ④ 岡村忠生（共著）、商事法務、企業結合法の総合的研究、2009 年、75～101 頁
- ⑤ 渡辺徹也（共著）、商事法務、企業結合法の総合的研究、2009 年、408～432 頁

〔産業財産権〕

- 出願状況（計 0 件）
- 取得状況（計 0 件）

〔その他〕

ホームページ
<http://www.users.iimc.kyoto-u.ac.jp/~z59106/GASR/>